

# 平成27年度函館市事業評価調書

平成27年6月作成

整理番号	86	事業名	船舶維持補修費			事業の性質別	義務的経費	区分		
予算事項名	大事項	船舶維持補修費			中事項	船舶維持補修費				
事業開始年度	昭和 38 年度	根拠法令等	なし	<input type="checkbox"/> 法律・政令・省令名( ) <input type="checkbox"/> 道条例,規則,要綱等( ) <input type="checkbox"/> 市条例,規則,要綱等( )					部課名	港湾空港部港湾課
								電話番号	21-3491	

## 1. 事業の目的・必要性と内容 (PLAN) ※この事業を行う目的・必要性は何か。どのような取組を行っているのか。

目的・必要性	<p><b>【目的】</b> 岸壁に接岸しての給水が困難な船舶に対して、飲用などに使用する水の運搬給水を目的とした、当部所管の2号給水船の定期的な整備および緊急的な補修を行う。</p> <p><b>【必要性】</b> 函館港は、道内で唯一船舶への運搬給水が可能な給水船を保有している港であることから、沖泊まり中の船舶やドルフィンなどの給水施設のない係留施設で荷役を行う船舶に対して、飲用等に使用する水を供給可能な給水船の整備および補修は、必要不可欠である。</p>
内容	船体の補修, 船体内外の塗装および清掃, 給水ポンプ用エンジンおよびポンプ本体の整備・補修。

## 2. 概算総事業費 (DO:コスト) ※事業を行うための費用の状況はどうか。コストがどれくらいかかっているのか。

(単位:人,千円)

		平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度予算	平成26年度決算見込	平成27年度予算	平成28年度予算要求
<b>事業費 (A)</b>		3,265	2,769	2,950	4,018	3,400	0
特定財源	国・道						
	市債						
	その他						
<b>一般財源</b>		3,265	2,769	2,950	4,018	3,400	
事業を実施するために必要な人件費 <small>※人工は小数点第3位を四捨五入しているため、実際に人工がかかっている場合も0で表示されている場合がある。</small>	職員	人工 0.06 450	人工 0.06 433	人工 0.06 437	人工 0.06 437	人工 0.06 451	人工 0.00 0
	嘱託職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0				
	臨時職員	人工 0.00 0	人工 0.00 0				
	<b>人件費(B)</b>	450	433	437	437	451	0
<b>総事業費計(A+B)</b>		3,715	3,202	3,387	4,455	3,851	0

3. 活動実績 (DO:アウトプット) ※目的を達成するためにどのように取り組み、その実績はどうか。

活動指標名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
運搬給水船利用水量	m3	2,545	1,506	1,166	
岸壁給水利用水量	m3	37,907	40,316	48,237	
計	m3	40,452	41,822	49,403	

4-1. 成果等 (DO:アウトカム)

※事業の成果指標は何か。

成果指標	(岸壁給水, 運搬給水を問わず) 船舶給水の総利用水量
------	-----------------------------

4-2. 成果等 (DO:アウトカム) ※事業を実施し、どのような成果が得られたのか。

事業の成果等	定期的な整備補修の実施により、運搬給水を必要とする船舶へ水の供給を図ることが出来た。
--------	--

5. 事務事業の点検 (CHECK)

評価項目	評価内容	評価内容の説明	評価項目	評価内容	評価内容の説明	
必要性	事業の市民ニーズ	評価対象外	コスト・負担	コストの節減度	節減できている	コストの節減に努めている。
	市の関与の妥当性	社会情勢等から関与が妥当		将来コスト増減見込み	現在と変わらない	
				受益者負担の適正度	評価対象外	
成果・有効性	成果の達成状況	達成している	執行方法	外部委託の可能性	すでに実施	給水作業業務は、既に外部業者へ業務委託済みである。
	事業目的実現のための手段	現手段が最適		実施方法の効率性	評価対象外	
評価結果から明らかになった課題事項など		現在、船舶給水のうち給水作業の業務については、外部委託しているが、船舶本体の整備や保有を含めた業務委託によるコストの比較検討を図る必要がある。				

6. 今後の改善策 (ACTION) ※今後改善する点は何か。どのように進めていくか。

今後の方針 (改善・見直し内容)	基本方針	(事業について) 道内において、運搬給水サービスが可能な港湾は本港のみであることから、現行どおりとする。
	現行どおり	(経費について) 船舶の航行および給水設備等の稼働に支障のない範囲で、従来どおりコスト低減に努める。

参考: 他の自治体の状況

比較参考値 (他の自治体の類似事業の状況など)	道内他港(国際拠点港湾(苫小牧港, 室蘭港), 重要港湾(函館港を含む10港))において、船舶給水用の専用船舶の保有はない。
----------------------------	--